

家屋を新築、増築、取り壊した場合は必ずご連絡ください

固定資産の家屋（倉庫や車庫含む）は、毎年1月1日現在で建っている物件に対して課税されます。そのため税務課では巡回調査等を行っていますが、適正な課税をするために、ご本人からの申出を随時受け付けています。平成30年中に次に該当される方で、まだ手続のお済みでない方は税務課資産税係までご連絡をお願いします。

- ◇建物を**新築**または**増改築**された方 ◇建物の**取り壊し**をされた方 ◇建物の**名義変更**をされた方
◇所有者が**死亡**されており、まだ**納税義務者の変更届**を出されていない方
※増改築の場合は担当者が評価に伺いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

●問合せ 税務課資産税係 Tel75-4977



廃車届・名義変更届をお忘れなく！

軽自動車税は、**4月1日現在の所有者**に課税されます。該当される方で手続がお済みでない方はお忘れのないようお願いします。※手続の際、必要なものは、各機関にお問い合わせください。

●問合せ
税務課資産税係 Tel75-4977

車種	届出場所
125cc以下の原動機付自転車 及び農作業用車両	うきは市税務課 Tel75-4977 浮羽市民課 Tel77-2112
三輪車、四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 久留米市上津町2199-45 Tel050-3816-1752
125ccを超え250cc以下の二輪自動車	一般社団法人全国軽自動車協会連合会 久留米市上津町2199-46 Tel0942-21-8893
250ccを超える二輪の小型自動車	自動車検査登録事務所(陸運事務所) 久留米市上津町2203-290 Tel050-5540-2081

上下水道に関するお知らせ

転出・転入者について

簡易水道、専用水道を利用している世帯または公共下水道に接続している世帯で、家族全員が転出される場合は、上下水道廃止届を提出する必要があります。

また、家族全員で転入される場合には、上下水道開始届を提出する必要があります。住環境建設課上下水道管理係窓口で手続きをお願いします。

下水道は、正しく大切に！

下水道管の詰まりやその他施設の異常が多発しています。下水道に流せない物が原因と考えられます。次のとおり下水道は正しく大切に利用しましょう。

- ①水洗トイレでは、トイレトーパー以外の物（ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ等）は流さないでください。
- ②台所では、生ごみ類は流さないでください。
- ③天ぷら油、その他油類、プラスチック、ビニール類は流さないでください。

※異物等の混入により下水道施設機能に妨害を与えた者は、5年以下の懲役または100万円以下の罰金が処せられます。



下水道料金と減免について

一般家庭の下水道料金は、住民票をもとに世帯割1,000円、人数割（一人当たり）700円で計算されます（消費税別）が、住民票を置いたまま、他の場所で生活をされている方（施設入所や単身赴任や学生等）については、人数割分の料金を減免しています。該当する方は、証明する書面（入所証明やアパート入居契約書の写し等）を添えて申請をお願いします。昨年度まで証明する書面の入手が困難の場合は、区長証明による「下水道使用者異動届」の提出を求めています。居住の有無の確認が困難との理由から、本年度から廃止しましたので、必ず不在が証明できる書面の添付をお願いします。

なお、減免されている世帯で人数が増えた場合は、届出が必要です。

●申込み・問合せ

住環境建設課 上下水道管理係 Tel75-4983